
ベトナム委託加工マニュアル

(工業部品、アパレル・雑貨、食品、ソフトウェアを中心に)

2016年8月

JETRO ホーチミン事務所

ご利用上の注意

【ジェトロが提供する情報のご利用について】

ジェトロが提供する取引候補企業・商品、法規則、税率、その他資料・データ等の情報および助言をできる限り正確にするように努力しておりますが、提供した情報および助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なっていただきます。お客様に提供した情報および助言の利用に関連して、万一お客様が不利益を被る自体が生じたとしても、ジェトロは責任を負いません。

目次

はじめに	5
ベトナムの概要	6
1. ベトナムで委託加工を始めるにあたって	7
1-1 ベトナムでの委託加工/製造の注意点	7
1-2 ベトナムでの委託加工/製造に向いている業種	8
2. 現地委託加工先企業の選定方法	8
2-1 日本側でのアプローチ	8
2-2 現地へのアプローチ	9
3. 現地視察	10
4. 見積りとサンプル作成依頼	11
4-1 サンプルの輸出入	12
5. 委託加工事前確認事項	12
5-1 言語	13
5-2 現地派遣	13
6. 委託加工契約	14
6-1 委託契約の種類	14
6-2 トラブルの解決	15
7. 生産管理	16
8. 納期管理	16

9. 品質管理	17
10. 検品作業	18
11. 日本への輸送	18
12. 通関手続き等	18
12-1 関税納付猶予 ベトナムの輸入通関手続きの特徴は？	19
12-2 日本での輸入関税	19
12-3 委託加工製品の輸入関税免除	19
12-4 繊維製品の原産地規則(2 工程ルール)	20
12-5 原産地証明書	21
12-6 課税価格算定方法	21
13. 決済方法	21
14. ベトナム委託加工フローチャート	24
15. 業界別 委託加工の特徴	25
15-1. 繊維・アパレル業界	25
15-2 金型・機械部品加工業界	27
15-3 食品業界	29
15-4 IT 業界	31
16. ベトナム業界別主要協会リスト	33

はじめに

委託加工とは、自社で製造している製品の全部または一部を外部に委託して製造してもらう加工方法のことです。これまでは、日本から距離が近く、人件費も安い、中国での委託加工が盛んに行われていましたが、近年では中国の人件費の高騰、中国人の反日感情の高まりなどを受け、東南アジア諸国へ委託加工がシフトしつつあります。

そんな中で、注目を集めているのが ASEAN 諸国での委託加工であり、中でも人件費が安く比較的インフラが整備されてきているベトナムです。

ただし、ベトナムの最低賃金の低さが、そのまま委託加工費用に比例するわけではなく、ベトナムで委託加工を行うことが適さないケースも多く存在しています。

委託加工は、短期的な加工費の削減という視点だけでなく、長期的な経営基盤の確立という面からも、トータルコストを見据えて行う必要があるでしょう。

実際に委託加工を始めるうえで、特に最初は自社の努力だけですべての準備を行うことが非常に難しいので、実際には JETRO や現地のコンサルタント等からアドバイスを受けながら話を進めていくことになると思われます。ただし、何も基礎知識がないと具体的に何をどう確認して話を進めるべきかが解らず、いたずらに時間と労力を浪費することになりかねません。

本編は、これからベトナムでの委託加工を検討し始めた企業が具体的な検討を進める上で留意すべき基本のポイントを解説し、企業の皆様が今後 JETRO や現地コンサルタントの協力を仰ぐ際に円滑な相談を可能にするための基礎情報を提供することを目的として編纂されました。

JETRO ではベトナムに新規に進出をされる日系中小企業を対象として 2015 年 3 月に「はじめてのベトナム進出-中小企業に覚えておいてほしいベトナム投資の心得(第 2 版)」(<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/07001109.html>)を作成しておりますので本書と併せてベトナムで事業を行う際の参考として頂ければと思います。

本編が海外展開を進める日系中小企業とベトナム企業の懸け橋になれば幸いです。

ベトナムの概要

ベトナムは、ASEAN 諸国の中で、マレーシア、タイ、インドネシアなどに比べて人件費が安いこと、国民の平均年齢が 28 歳と若いことなどから、有力な委託加工先として注目を集めています。まずは、ベトナムについての概要を知るようにしましょう。

国名:	ベトナム社会主義共和国
国土:	約 33 万km ² (日本の約 87%、九州を除いた面積に相当)
人口:	9,173 万人(2015 年)
首都:	ハノイ市
GDP 総額:	1,915 億ドル
一人当たり GDP:	2,088 ドル(2015 年)
GDP 成長率:	6.7% (2015 年)
輸出総額:	1,621 億ドル
対日輸出額:	141.4 億ドル
輸入総額:	1,657 億ドル
対日輸入額:	143.7 億ドル
日本企業の投資件数:	475 件
日本企業の投資額:	18 億ドル

(出所:JETRO ベトナム・ホーチミン市近郊ビジネス情報 2016)

1. ベトナムで委託加工を始めるにあたって

1-1 ベトナムでの委託加工/製造の注意点

前述のとおり、ベトナムは、安い人件費(最低賃金ベース)で注目を集め、縫製、金属加工、食品加工、ITなど多くの分野の企業が日本から進出してきています。

一方で、ベトナムに拠点を構えることなく、ベトナムで委託加工を行っている企業も増加してきています。ベトナムは、物価や人件費の上昇といった要素はありながらも、タイや中国などの周辺国と比較しても未だに人件費が安く、物流、電力などのインフラも整備が進んでいることから、製造拠点としての注目を集めています。

但し、最低賃金が低いことが、そのまま委託加工のコストの削減につながるかどうかは一概には言えません。実は、ベトナムで委託加工を行うにあたっては、表面上には現れない課題も多く存在しています。

まず、一つ目が原材料の調達です。ベトナムでは、未だに原材料を現地で調達することが難しいケースが多いのが現状です。例えば縫製品の場合、布地からボタン、ヒモ、タグなどの副資材までの殆どが中国やタイなどの周辺国からの輸入品となっており、ベトナムで製造されているものはごく一部に限られます。機械加工の場合でも、鉄鋼、アルミ、ステンレスなどの原材料は、韓国、中国、台湾などからの輸入がほとんどであり、当然仕入れ価格は、製造国に比べて高くなります。また材料以外にも、工作機械、製造工具、機械部品なども高品質の製品は現地での調達は難しいため、国外から輸入しなければなりません。食品加工であれば、水産品、農産品などは、エビ、イカ、野菜、果物などの原材料は、現地で調達できる可能性が高いですが、日本側の要求する品質基準を満たすためには、既存の設備・品質管理方法では加工が難しく、設備投資の必要性が発生することも十分考えられます。IT分野の場合は、大卒のITエンジニアを新卒で雇うとしても、最低賃金の3倍程度の給与が必要で、また昨今の日系企業をはじめとした外資系IT企業の進出により、技術力の高いエンジニアは、奪い合いといった状況で、実際にはそれほどコストダウンできるものでもありません。更に、生産管理・納期管理、品質管理を委託加工先に任せず、自社から社員を派遣するとコストの増加につながります。製品が納期に遅れたり、品質が悪い場合には、更に多くのコストがかかる可能性もありますので、注意が必要です。委託加工を行うにあたっては、目に見える製品の価格以外に様々な見えないコストがかかっているケースが多いので、委託加工を始めるにあたっては、様々なシミュレーションを行い、トータルのコストを予め検討しておくようにしましょう。

1-2 ベトナムでの委託加工/製造に向いている業種

ベトナムは、日本からの委託加工/製造に適した面が多くある一方で、ベトナムに適さない委託加工/製造も存在します。ベトナムで原材料の調達が可能なもの、低賃金メリットを活かせるものとしては、下記の業種があげられます。

- ・水産加工業
- ・縫製業
- ・靴・履物
- ・木製家具製造
- ・IT オフショア開発

一方、ベトナムでの委託加工/製造が難しい業種としては、下記のものと考えられます。

- ・精密加工業
- ・高度な設備産業
- ・自動車関連

そこで、まずは現在、委託加工/製造を検討している製品が、ベトナムでの委託加工に優位性を持っているかどうかの確認が必要になります。ベトナムで現地調達が不可能な、原材料、部品、設備、工具などを使用する場合、コストメリットがなくなる可能性がありますので、事前によく検討してみましょう。

2. 現地委託加工先企業の選定方法

2-1 日本側でのアプローチ

日本国内で、ベトナムの委託加工に関する情報収集を行う場合、公的な窓口機関としては、日本貿易振興機構(JETRO、<https://www.jetro.go.jp/>)、中小企業基盤整備機構(SMRJ、<http://www.smrj.go.jp/index.html>)などがあります。また、銀行なども最近では、海外進出に関する情報提供を行っていることがあるので、問い合わせをしてみてもよいでしょう。但し、こ

ういった機関で得られる情報は、あくまで一次情報にすぎませんので、これらの情報を足掛かりとして、更に具体的な情報を収集する方法を検討するようにしましょう。

日本貿易振興機構(JETRO)について

日本貿易振興機構(JETRO)では、中小企業の海外展開を支援するために、貿易投資相談、海外ブリーフィングサービス、海外ミニ調査サービス、見本市・展示会など様々なサポート事業を取り扱っていますので、ベトナムでの委託加工を検討する場合は、まずは最寄りのJETRO 事務所へコンタクトをとり、無料の貿易投資相談を受けてみると良いでしょう。貿易投資相談の場で、現在検討している委託加工の内容について、詳しく説明し、今後の展開に適したJETRO のサービスメニューを詳しくヒアリングし、現地での調査活動に役立てることができま

2-2 現地へのアプローチ

日本でベトナム企業に関する情報収集を行うのは、限界があります。より、具体的な情報を得るためには、現地での情報収集が必要不可欠となります。最近では、ベトナムへの日系企業の進出増加に伴って、現地日系業をサポートする為に、日系コンサルティング企業、会計事務所、日本語情報誌などが進出してきており、また、最近では、日本語のWEB サイト上でベトナム企業を紹介しているものもあり、以前よりは、情報収集をしやすくなってきています。委託製造企業の情報収集の際には、現地の日系コンサルティング企業、商工会議所(VCCI、<http://vcci.com.vn/>)、業種別組合、JETRO などの現地機関を活用して、委託加工/製造企業を探してみま

しょう。この段階で得られる情報は、あくまで一次情報ですので、出来る限り多くの情報を収集し、様々な情報と比較検討してみる必要があります。

また、情報提供を受けた製造業がホームページを持っている場合、ホームページを見ることでもある程度の情報を得ることができます。但し、ホームページ上の情報を100%鵜呑みにしない方が賢明です。

3. 現地視察

日本の公的機関等と現地のコンサルティング企業などに依頼して、現地企業の情報を収集した後には、もう少し具体的なアプローチを行ってみましょう。まずは、リストアップされた企業へのコンタクトを取り、実際に委託加工を行いたい製品の製造が可能かどうかの確認を取るようになりましょう。この場合、委託加工先企業が、日本語対応可能な場合は、直接連絡で問題ありませんが、ベトナム企業など日本語対応が不可能な場合、英語での問い合わせを行うか、現地のコンサルティング会社へ仲介をお願いするようになりましょう。

委託加工先候補企業とコンタクトを取ったのち、可能性が高いと思われる企業があった場合には、実際に現地を訪問して、現地の企業を訪問する準備をしましょう。メール、電話、インターネットなどで得られた情報は、あくまで一次的な情報にすぎませんので、次の段階としては必ず現地を訪問し、委託加工先候補企業のこれまで得たイメージと実際の状態の違いなどをよく確認するようになりましょう。

WEB サイトなどで確認した企業が実際に訪問すると製造工場がない、業種が変わっていた、住所が変わっていた、WEB サイトの写真の設備が存在しない、製造可能と回答した製品を製造できない。といったことは、実際に起こりえます。特に企業のホームページの情報は、実際とは異なるイメージ画像を使用していることがあるので、注意が必要です。

ベトナムのような新興国では、日本とは違い、実際に現場を訪問しなければ得られない情報が多々ありますので、実際に現場に足を運ぶことは、非常に重要です。

また、現地訪問先をある程度絞り込んで効率よく視察を行う為に、現地のコンサルティング会社に、現地視察を委託して、現場の情報をある程度収集したうえで、最終の視察先を決定して訪問するという方法も考えられます。

現地視察の際は、出来るだけ具体的な委託加工に関する情報持参しましょう。委託加工の現物を持ってくるのが最も効果的ですが、現物を持ってくるのが難しい場合は、写真や図面を持参して、できる限り詳しく製品の説明をしましょう。製品の説明を行う際、現地企業に対しては、日本語通訳をお願いすることが殆どでしょうが、通訳についても注意が必要です。視察通訳などに慣れた通訳者であっても、全ての業種の専門用語に通じていることは、期待できません。通訳をお願いする場合は、必ず事前に自社の紹介、視察の目的、委託加工/製造を希望する製品の説明、現地企業への要望事項などの具体的な説明を行い、まず、通訳者に理解してもらおうようになりましょう。これらの説明は、できる限り視察前段階で打合わせを行おうにし

しょう。多少手間がかかるように思われるかもしれませんが、あいまいなままスタートしてしまい、後になっての修正となるとそれ以上のコストと手間がかかることとなりますので、ここはしっかりと準備しておくのが重要です。

また、実際に現地企業との打合わせの際には、相手の話がおかしいと感じたときは、必ず納得するまで説明をお願いしましょう。日本的な相手を読み取ったあいまの了解や、ベトナムだからそんなこともあるのかといった安易な妥協は、後のトラブルの原因になりますので注意が必要です。

委託加工候補企業を選ぶ際のポイント

- ・英語対応化が可能かどうか
- ・日本企業との取引実績があるかどうか？
- ・日本への直接輸出の経験があるかどうか？
- ・品質管理体制

4. 見積りとサンプル作成依頼

製品の見積り依頼は、現地視察の前に行っておくと視察時の打ち合わせがスムーズに行く可能性が高いです。但し、見積もりが出たからと言って、相手が全てを理解していると考えずに、現地訪問時には、受領済みの見積りをもとに、疑問点や不安点などを十分に話し合うようにしましょう。見積りを依頼する場合は、原則的には英語での情報提供が必要になってきます。

日本語対応できる企業は、殆どないので、英語版を準備しておきましょう。

また、今後の対応なども英語が必要となるケースが多いため、自社での英語担当者を事前に決めておきましょう。現地訪問と見積もりの後には、サンプルの製造を依頼するようにしましょう。お互いの認識の確認のためにもやはり、実際のサンプルを製造してもらって確認するのが重要です。ベトナム企業は、通常はサンプル作成には、意欲的に対応してくれるケースが多いですが、製品の大きさや難易度、金型の必要性などによっては、サンプル製造の費用を請求される場合もあります。

費用がかかる場合は、手当たり次第にサンプル依頼する必要はありませんが、取引先として有望と判断した場合は、必ず1度はサンプルの作成を依頼しましょう。

ベトナム側で見積もりをお願いした場合に、想定していたよりも高額な見積もりが出ることも多くありますが、ベトナム側の勘違いや意思疎通がうまくいっていない可能性も考えられます。見積もりを一旦受け取ったのち、より詳しく条件を確認し、見積金額を抑えるための条件を相談してみてもいいかもしれません。

4-1 サンプルの輸出入

委託加工候補企業に、サンプルの生産を依頼する場合、日本側の機械・材料をベトナム側へ提供する場合があります。その場合は、ベトナムへ入国者が仕事で使用する業務用具については、出入国者の業務の要求に適する一定期間、一時輸出入と見なされますので、出入国者は税関に次の申請書類の提出が必要です。

- a. 税関申告書
- b. 申請書
- c. 物品詳細リスト
- d. 送り状の写し(一時輸入品の場合)
- e. 申請者が仕事をする機関・組織の一時輸入品使用業務確認書

(Decree No.67/2013/NĐ-CP June, 27, 2013)

また、ベトナムへサンプル品として送付されるもので、ベトナム組織に対して 1 品目あたり 3,000 万ドン、個人に対して 1 品目当たり 100 万ドン(100 万ドンを超える場合は、関税額が 5 万ドン以下のもの)を超えないものについては免税扱いの対象となります。また、委託加工契約等に伴うサンプル品も一時輸入の対象となります。この場合、契約の完了を持って輸出しなければなりません。ベトナム国内で消費・販売を行わない限り、輸入時の関税、物品税、VAT が免税となりますが、通常の商業貨物と同じ規定に従って輸出入申告が行われます。

5. 委託加工事前確認事項

委託加工/製造を行うにあたって、日本語で連絡ができ、日本側の要求する製品が、十分な品質で、定められた納期に届けられ、尚且つコストダウンが図れるということが、理想的です。

しかし、実際には、海外での委託加工を行うに当たっては、理想通りにいかないことが多々あります。そのため、日本側でも委託加工を進めるにあたっての障害や懸念点をできるだけリストアップして、それらの問題が起こる前から準備しておく必要があります。

5-1 言語

海外での委託加工を行う場合、共通言語として英語を要求される可能性が非常に高くなります。ローカル企業でも日系企業との取引があり、日本語人材を抱えているケースもありますが、全体から見ると極一部です。自社の英語対応人材が、今回の委託加工業務に対応できるかどうかを事前に検討しておきましょう。また、ローカル企業は人の入れ替わりが激しいので、日本語対応人材がいるとしても、突如退職してしまうなどといったリスクがありますので注意しましょう。言語コミュニケーションの問題は、海外で委託加工を行う際に最も注意が必要な部分です。コミュニケーションが十分に行えない場合、無理に委託加工を行うと大きなミスが発生する可能性がありますので慎重に検討する必要があります。

5-2 現地派遣

委託加工を進めるにあたって、納期や品質などをしっかりと管理するためには、立ち上げ当初は、日本から人を送って、現場で指導・管理にあたらせた方がスムーズにいくことが多くなります。また、委託加工開始後に何らかのトラブル対応のために、現地へ自社社員を派遣する必要が出てくる場合などもあり得ます。そういった際に、現地へ派遣できる自社の社員についてある程度準備をしておくことも重要です。

また、実際に委託加工を行う前には、相手企業に対して、今後取引を進めるにあたって懸念される以下のような様々な課題を具体的に確認するようにしましょう。

- ・委託製造経験の有無
- ・海外への輸出経験の有無(特に日本への輸出経験を確認)
- ・支払条件
- ・品質管理方法

- ・対応言語
- ・トラブル発生時の対応方法

6. 委託加工契約

委託加工を始めるに当たっては、必ず契約書を作成しましょう。話だけが進んでしまって、契約書の締結が後付になっていたりする場合、トラブルが発生した際の解決が非常に難しくなりますので、必ず委託加工を始める前に委託加工に関する契約書を作成し、双方がサインしたものを保管しておくようにしましょう。

契約書に使用する言語は、英語版とベトナム語版の2種類を作成することが一般出来ですが、ベトナム語版と日本語版の2種類とするケースもあります。日本語版はあった方が安心ですが、翻訳者のレベルによっては、意味が通らない間違った翻訳をしていることがありますので、注意が必要です。できる限り、しかるべき所に依頼することをお勧めします。契約書は何語が正本であるかも明示しておきましょう。

契約書を作成する際、定められたひな形というものはありません。日本側に委託加工契約書のひな形があれば、それを流用することも可能です。但し、ベトナムと日本では、考え方の異なる部分や、法律が異なる部分がありますので、あくまで、ベースとして、柔軟に対応していきましょう。また、契約書ですので出来る限り弁護士のリーガルチェックを入れたほうが良いです。

契約書には、商品(品質・数量を含む)・加工賃条件・支払条件・船積条件などの主要取引条件を記載した表面条項と、クレーム処理を始めとする詳細な一般取引条件(General Terms and Conditions)を規定した裏面条項とで構成されます。特に裏面条項では詳細事項をいれることが重要です。

6-1 委託契約の種類

業界によっても異なりますが、一般的には日本でいうところの基本契約書に当たるものを両方で締結します。基本契約書を締結しておいてから、発注の都度のやり取りに関しては、覚書を交わすのが一般的です。特に材料・機械を委託先に預ける場合には、委託加工契約書

は必須です。材料に関する事項や機械の取扱いに関する事項は必ず記入しなければなりません。

また、委託先(材料・設備の輸入側)はベトナムの税関に申告書(基本契約書)を提出しなければなりません。一方で、繊維関連では、材料・機械を持ち込むことはあまり無い為、契約書は委託加工契約書のみで基本契約書と契約付録からなる場合が多いようです。日本では基本契約書と契約付録が契約書となり、輸入側が税関に申告(基本契約書)をします。

よく言われることですが、ベトナム人は、こと契約に関しては非常に細かい項目まで目を通します。ある意味で日本人よりもこの辺りは細かいのかもしれませんが。ある会社は、契約書を締結するまでに3ヶ月以上かかったところもあるくらいです。ベトナム人の気質としては非常にタフなネゴシエーターであることから自分たちの都合の悪い契約内容がある場合には絶対に署名・捺印はしません。ただ、署名・捺印をしてしまうとそれに従いある程度は履行しようとしてくれます。日本人には契約書というと堅苦しいイメージがありますが、海外でのビジネスでは基本的に契約書が非常に重要となります。特にトラブルやアクシデントが発生した際には契約書をもとに裁判も行われますので、かならず隅々まで目を通し、トラブルの際によく見なかったと後悔しないようにしましょう。

6-2 トラブルの解決

契約上の事柄に関して、契約当事者同士で争いが発生した際の解決方法は、必ず契約書に記載しておく必要があります。通常ベトナムの国際貿易仲裁センターを仲裁先として記載することが多いですが、実際に契約不履行があったからと言って、すぐに国際仲介機関に持ち出したとしても、ベトナムでは外国企業の意見が必ずしも通るとは限りませんし、時間もかかりません。事前に想定できるトラブルはできる限り細かく具体的に洗い出して、トラブル発生時の対応方法もある程度事前に検討しておくのがよいでしょう。

7. 生産管理

委託生産を行う場合、基本的には、委託先企業の工場にて、委託加工先企業の社員が、製品を製造することになりますので、依頼元の日本企業は、基本的には、製造に関与しないことになります。しかし、だからといって、委託加工先に全て任せてしまうのは不安でしょう。

ベトナムは、まだまだ生産管理などの業務に精通している人材が少ないということもあり生産管理は極めて弱いといえますので、ベトナム側に生産管理マニュアルを作成してもらうことは難しいと考えるべきでしょう。出来れば日本本社で使用している生産管理マニュアル等をベトナム語に翻訳し委託先に提供したほうが、スムーズに進む可能性が高いです。

8. 納期管理

委託加工を行う上で、品質管理と納期管理は、特に懸念される問題ではないでしょうか？英語などでのコミュニケーションの問題、商習慣の違い、品質や納期に対する根本的な考え方の相違など様々な要素により、品質管理と納期管理に問題が発生する可能性があり、更に物理的な距離が離れているため、日本から管理するには限界があります。

納期管理を行うにあたっては、商社や仲介業者を通じて管理する場合と自社で取引先と直接連絡を取り管理する場合があります。自社で管理をする場合、委託加工先が日本語に対応できるケースは少ないため、英語を用いる必要性が高くなります。商社や、仲介業者を通じて行う場合、コストはかかりますが、日本語でのコミュニケーションが可能です。

ベトナムでの委託加工を行う場合、納期に関するトラブルは珍しくありませんが、必ずしもベトナム企業側のみの問題とは言えません。納期に限らず委託加工のトラブルの中でも特に多いのがコミュニケーションに問題があるケースです。委託加工を行う場合、両者の信頼関係は重要ですが、最初から最後まで全てを委託先に任せては、失敗する可能性が高くなってしまいます。トラブルを未然に防ぐためには、両者が定期的に連絡を取りながら状況を確認していくようにしましょう。また、納期のトラブルを防ぐために、依頼側が納期の設定に予めある程度の余裕を設定しておくのも一つの方法です。

日本から現地に納期管理を行える人間を派遣することが可能であれば、問題は発生しにくくなりますが、その分コストが大きくなる可能性があります。また、現地で生産管理を請け負ってくれる日系のコンサルティング会社などもあるので、そのような会社に委託するのもひとつ

の方法です。一定期間の現地派遣により、日本側担当者が現地に常駐しなくても問題ないと見極められた場合は、日本側担当者を常駐させる必要はありません。但し、完全に任せてしまうと、時間の経過とともに問題が発生する可能性がありますので、定期的には訪問して確認するなどの対策を考えておきましょう。

9. 品質管理

品質管理も納期管理と同様にトラブルが発生しやすいので注意が必要です。まずは、委託加工を始める前に委託加工先の品質管理基準に関して詳しく確認しておく必要がある。できる限り、委託元から、委託先に対して基準書、Q ポイントなど品質の詳細に基づく書類を翻訳したものを送付し、これらの書類を基に品質に関する打ち合わせを十分に行っておくようにしましょう。また数値で管理できない品質（外観など）についても、事前に綿密なすり合わせを行っておくようにしましょう。限度見本などは、必ず提供しておきたいところですが、難しい場合は、写真など目で見てわかるものを提供するようにしましょう。最終的な検品は外部の検品専門業者に依頼するほうが間違いが起きにくいですが、委託加工先の生産ライン内での検品が必要な場合は、自社から人員を現地に派遣するか専門の商社、仲介業者、コンサルティング企業などに依頼する方法もあります。

初めての取引の場合は、特に慎重に品質確認を行う必要がありますので、サンプリングのみならず、本生産の生産工程もチェックしておいたほうが賢明でしょう。実際の委託作業が開始した後は、定期的に作業分の随時検収、都度検収を行うことで、品質リスクを軽減できます。なお、日本には、財団法人海外貿易開発協会（JODC）と財団法人海外技術者研修協会（AOTS）が統合されてできた一般財団法人海外産業人材育成協会（HIDA、<http://www.hidajapan.or.jp/>）や、独立行政法人国際協力機構（JICA）（<http://www.jica.go.jp/>）などが海外に進出を希望する中小企業向けに人材の派遣プログラムを持っていますので、委託加工先に人材の派遣を検討する場合は、ご相談してみましよう。例えば、JICA は、裾野産業育成を目的に、日本企業で経験を積んだシニアボランティアをベトナム企業に多く派遣しています。又、HIDA では、海外の子会社等へ専門家を派遣しサービスや品質向上、経営管理の改善等の指導・助言および現地サービス人材育成を行う場合、派遣費用の2/3を補助するプログラムがあります。詳細条件等については各機関にお問い合わせください。

10.検品作業

検品作業に関しては、委託工場検品または、外部の検品会社への委託の2つの方法が考えられます。委託先工場での検品の場合、初めての出荷の際には、念のため日本から担当者を派遣して、確認を行う方が確実でしょう。外部の検品会社は、日系、外資系、ベトナム系と様々あり、それぞれの得意分野も違います。外部の検品会社に委託をする場合は、事前に一度は、検品会社を訪問し、検品方法や責任の範囲などをしっかりと把握しておく方が良いでしょう。

11.日本への輸送

日本への輸送には、航空便を利用した輸送と、船便を利用した輸送の2つの方法が考えられます。航空便の場合、コストは高くなりますが、輸送時間を大幅に短縮することが可能です。緊急を要する場合や、付加価値の高い細かな製品の場合は、航空便を利用することもあります。

船便によるコンテナ輸送は最も一般的な輸送方法になります。ベトナムから日本までの輸送機関は港によって若干の違いはありますが、大体10日間程度かかります。輸送を依頼する物流企業には、日系企業、外資系企業、ベトナム系企業など様々な選択肢があります。一般的にベトナム企業が最もコストメリットがありますが、日本へ輸送する場合、日本側での輸送も考慮して日系の物流会社に依頼するケースが、一般的になっています。委託加工をスタートする前に、現地の物流企業を訪問し、製品の輸送に関する日数、コスト、手続きなどを確認するようにしましょう。

12.通関手続き等

原料をベトナムの委託加工工場に送り委託加工した後、完成した製品を日本に輸入する場合、日本からベトナムへ原材料を輸出する際に税関申告が必要となります。原材料などを無償支給して海外で委託加工してもらい日本へ持ち帰る場合には、日本税関に評価申告しなければなりません。関税の課税対象となる輸入商品の価格は関税定率法第4条に基づき計

算されます。委託加工してもらった輸入商品の課税価格とは、ベトナム委託工場へ無償支給した原料に掛かった費用(原料代金、包装費、梱包費、船積費、運賃、保険料)と委託先へ支払われる加工賃(加工、包装、梱包などの労務費や資材費、管理費、貨物の輸出入に掛かる費用、運賃、保険料、倉庫料、報酬やその他の費用)、およびベトナムから日本の港までの運賃や保険料等の合計です。また、この委託加工に関連して第三者へ支払う仲介手数料がある場合やベトナム委託先に工具、鋳型、消耗品等や役務、技術指導、図面等の提供をしている場合には、それらも課税価格の対象となります。

12-1 関税納付猶予 ベトナムの輸入通関手続きの特徴は？

ベトナムの輸入通関手続きの特徴として、輸出加工用のベトナムへの原材料輸入に関して、輸入後、9ヵ月(275日間)の関税支払免除制度があげられます。他のASEAN諸国、例えば、インドネシアやタイなどでは、輸出用原材料の輸入関税の還付手続きが煩雑で還付にも時間がかかるという不満の声がありますが、関税の支払いが猶予されているのはベトナムの大きなメリットといえるでしょう。

12-2 日本での輸入関税

現在、日本では多くの工業品の輸入関税は0%です。ただ、繊維・靴・鞆・食品等などについては関税があり、優遇税制の取り決めにより減税手続きがありますのでしっかりと勉強したいところです。また、日本側では輸入品購入となりますので消費税はかかります。

12-3 委託加工製品の輸入関税免除

加工または組立てのため、日本から輸出した特定の貨物を原料または材料とした特定の製品を、その輸出の許可の日から原則1年以内に輸入する場合は、原材料の価格相当分の関税を軽減することができます(関税暫定措置法第8条第1項)。ただし、特惠関税が適用される製品については、この規定は適用できません(同法同条第2項)。

対象貨物

対象となる製品は以下のとおり(同法同条第1項第1号～第4号)。これらの製品を加工または組立てるために輸出される原材料についても、政令により限定されています(関税暫定措置法施行令第20条第1項、第3項、第5項、第7項)。ただし、政令で定める加工や組立てを行った場合は、この規定を適用することはできません(同法同条第2項、第4項、第6項、第8項)。

(1) 皮革製品(関税率表番号第42.10項のもののうち外面が革製コンポジションレザー製またはパテントレザー製のもの、第42.03項のもののうち野球用のグローブおよびミット以外のもの)

(2) 繊維製品(同番号第57類および第61類から第63類まで該当するもの)

(3) 革製履物の甲(同番号第6406.10号)

(4) 革製の自動車用腰掛けの部分品(同番号第9401.90号)

この規定により関税の軽減を受けようとする者は輸出時に加工または組立てのため輸出する旨を輸出申告書に付記します。

12-4 繊維製品の原産地規則(2 工程ルール)

繊維製品に適用される原産地ルールは、AJCEP 協定と日越 EPA で基本的に同じです。日越 EPA においても、AJCEP 協定においても、締約国内(日アセアン CEP の場合、日本とアセアン加盟国)で1工程目を行い、ベトナムで2工程目を行えば日本での特惠輸入関税(0%)の適用が可能です。ただし、AJCEP 協定においては、未発効国(現時点では、インドネシア、フィリピン、カンボジア)で1工程目を行った場合はその対象とはなりませんので、ご注意ください。フィリピン等から布を輸入しベトナムで加工、日本に輸出する際は、日越 EPA を利用すれば可能です。

また、デミニマスルールもあります。これは製品の重量の 10%未満までは締結国以外からの部品でも、ベトナム原産が認められると言うルールです。

12-5 原産地証明書

原産地証明の発給は商工省輸出入局が所管し、申請場所はベトナム商工会議所(VCCI)、または商工省の各地区の輸出入管理課等です。基本的には書類を提出してから3営業日以内、書類に不備がある場合は、申請書類提出後5営業日以内に発給されます。

(申請書類は下記の通り)

- ・原産地証明書の発行申請書(付録9号)
- ・原産地証明書のフォーム(付録6号)
- ・通関申告書
- ・インボイス
- ・B/L

12-6 課税価格算定方法

委託加工は支給した原料の量、1製品あたりに使う原料の量、仕損割合、輸出製品量のデータが税関で管理されており、実際の在庫量と税関管理上の在庫量が一致している必要があります。また、委託加工契約書に発注数量とその数量に対応する支給原料の量を明記しその契約が終了したら精算を行うこととなります。課税は製品により細かく分類されておりますので詳しくは最寄りの税関の業務部通関総括部門でお尋ねください。

13. 決済方法

海外との取引を行う場合、日本国内での取引に比べて決済を行うのに時間がかかるうえ、信用リスクも発生します。特に初めての取引先の場合は、代金を先払いにした場合、日本側は、代金だけ支払って商品が届かないのではないかと不安がありますし、代金を後払いにした場合、ベトナム側も、商品を送ったのに支払いが行われないのではないかと不安が発生します。そのため、海外取引においては、電信送金(Telegraphic Transfer、略称 T/T)での支払いが簡便です。電信送金には、輸入者の取引金融機関が代金の支払いを保証する取消不能信用状(Irrevocable Letter of Credit、略称 L/C)や、輸出者が輸入者を支払人とする為替手形を振出し、取引銀行を經由して代金を取立する支払渡し(Documents Against Payment、略称 D/P)、引受渡し(Documents against Acceptance、略称 D/A)などがあります。

信用状(L/C: Letter of Credit)の発行は、信用状発行銀行が発行依頼人に代わり、輸出業者等に対して支払を確約するもので、銀行にとっては発行依頼人に対する与信行為となります。この為、取引先の金融機関で与信審査を受ける必要があります。

銀行の信用状発行に対する与信審査プロセスは、以下の通りです。

1. 銀行は、発行依頼人の信用調査を行います

銀行は、信用状の発行依頼を受けた場合、発行依頼人の信用、当該輸入取引の内容、および輸入決済資金の有無や決済の方法等を審査します。その結果、信用状発行の可否が決定されますので、まずは銀行に輸入取引の内容等を説明し、信用状開設の可否および発行してもらうための条件を個別相談することとなります。すなわち、御社が銀行から事業のための融資を受けようとする場合と同様のプロセスが取られます。決算書(直近3期分。なければ作成済みのもの全て。)の他、今後の具体的な事業計画とその根拠資料等の与信判断の材料となる資料を用意すると良いと思われます。

2. 担保や保証人が必要となる場合があります

銀行が信用状の発行を認める条件として、担保や保証人等を要求される可能性があります。担保など取引条件については、銀行と御社との個別相談事項となりますので一概には言えませんが、一般的には、代表者等の個人資産を裏づけにした個人保証、発行依頼人である御社または代表者等の個人の所有不動産を担保提供することが求められるケースが多いと思われます。また、もし十分な余裕資金が手元にある場合は、信用状の金額に見合う預金を担保に差し入れることも考えられます。

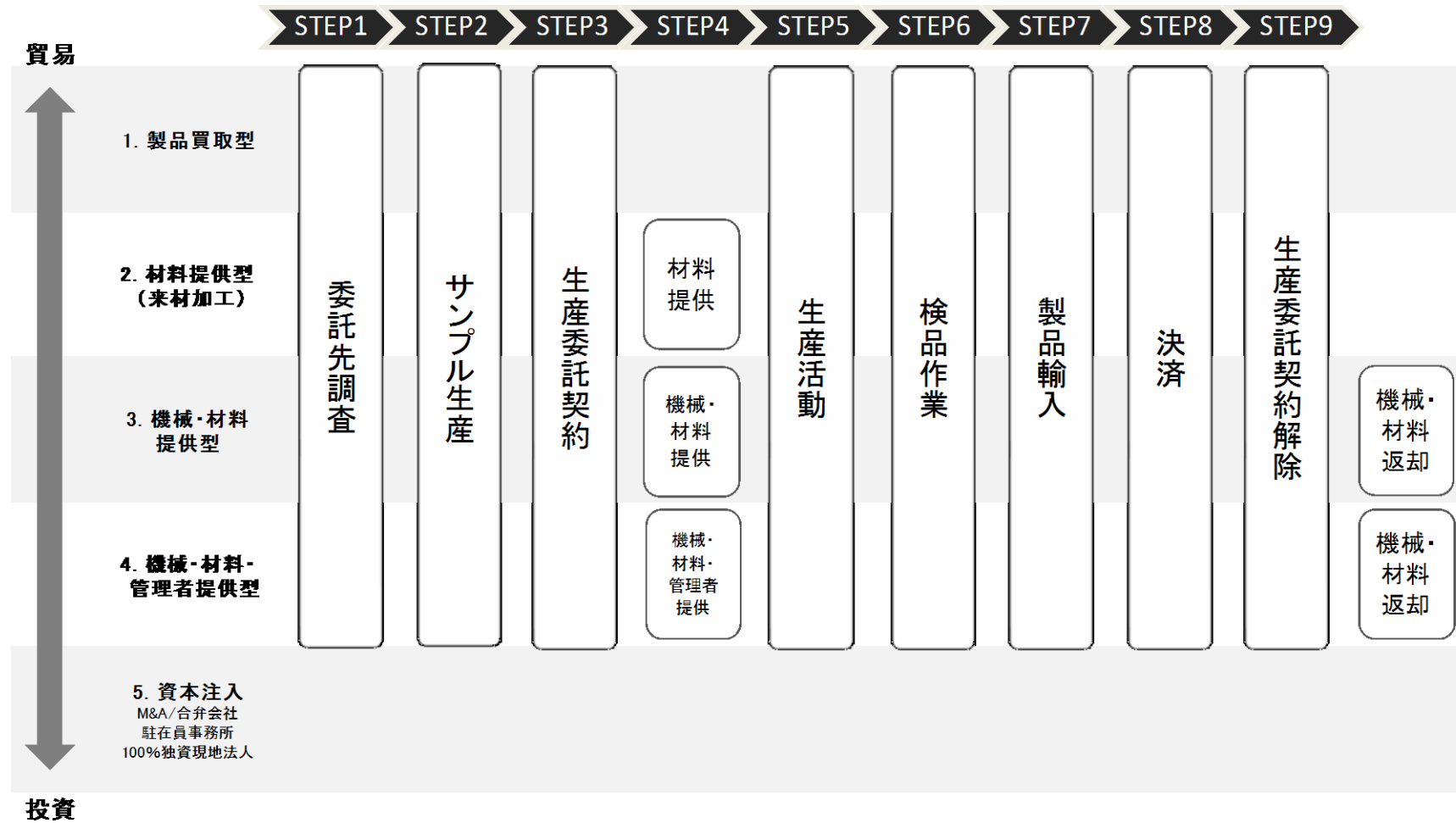
3. 担保等に代わる信用補完制度について

発行依頼を行う時点で差し入れる担保が十分に無い場合、各地方自治体が実施している公的な融資制度を利用する方法もあります。ただし、信用保証協会の保証付きで融資を受ける場合には、銀行に支払う金利の他に、各信用保証協会所定の保証料の支払が必要となります。公的融資制度や保証料率等は各都道府県により異なりますので、詳細はお取引先の銀行、各地方自治体(都道府県・市)の商工担当部署、または各都道府県の信用保証協会にお問い合わせください。

4. 銀行によっては、十分な対応ができない場合もあります

銀行の信用状発行等の一連の輸入取引では、世界標準の事務処理コンピュータ・システム(例えば、SWIFT)等への対応や貿易実務人材配置の点で、十分とは言えない金融機関もあります。また、国際業務を本部へ集中しているところも多く、地方の支店窓口では対応できない場合もありますから、事前に入念な相談をしておくことが大切です。

14.ベトナム委託加工フローチャート



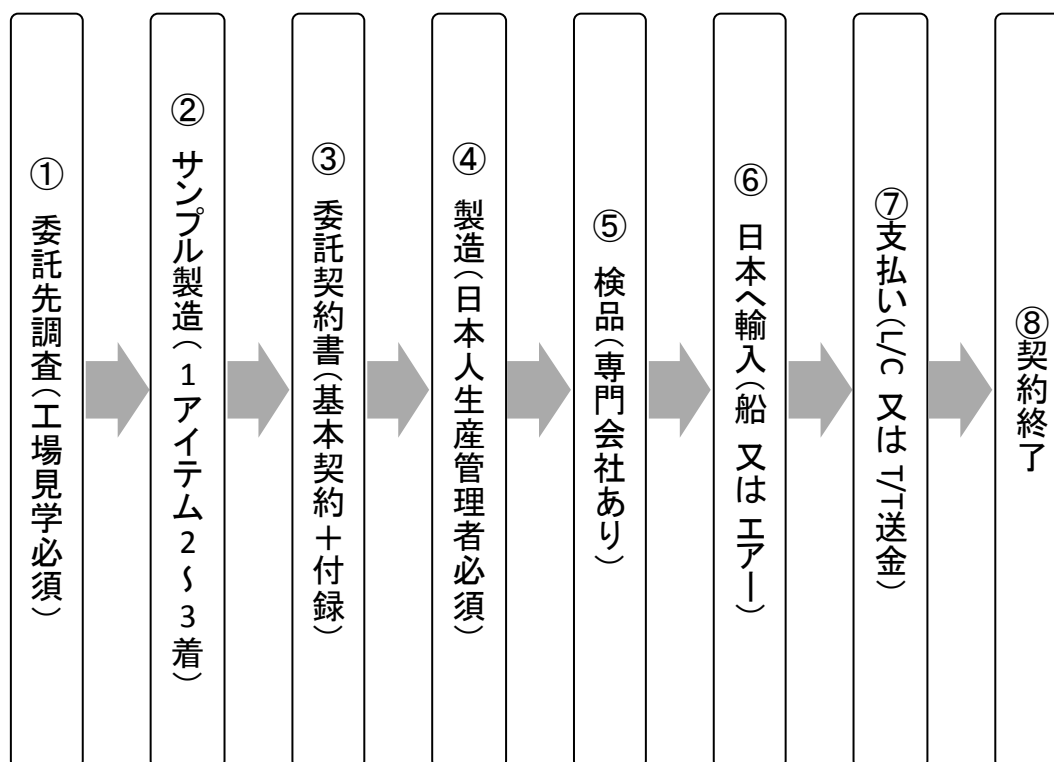
15.業界別 委託加工の特徴

15-1 繊維・アパレル業界

1.特徴

ベトナムの委託加工の代表格と言えやはり繊維・アパレル産業でしょう。その歴史は古く、これまでに多くの委託加工の実績があります。しかし、ベトナムの生産委託加工と中国のそれを比較してみますと、その違いは歴然としています。もっとも大きな違いは製品の原材料がほとんどないということです。この場合の原材料とは生地やハタと言われる素材原料やボタンなどの副資材原料のことをいいます。従ってベトナムで繊維・アパレルの生産委託加工をしようとする方はこのことを十分に認識しておく必要があります。生産に必要な素材・副資材までを全て自分でどこからか調達してくる必要があるのです。これは生産委託加工を中国のみ経験した方からすると非常に手間となります。中国では委託先が中国国内で原材料のほとんどを調達できるため、あまりこの点に関して日本側が留意する必要はありませんでした。この点からみても分かる通りベトナムの繊維・アパレル業界での生産委託加工の優位点は人件費だけだといっても過言ではありません。基本的に繊維・アパレル産業自体が労働集約型産業であることから人件費の安い国に次々と委託先を変えてきました。中国のコスト上昇と中国一極集中のリスク分散として脚光を浴びたベトナムですが、人件費が上昇するとその優位性はなくなります。ただ、良い面もあります。ベトナムで委託加工をしている関係者の方々にヒアリングしてみると、ベトナム人は器用でまじめであるため、付加価値の高い製品を製造できるとの事でした。この点を生かし勝負していけばベトナムの生産加工もまだまだ成長の余地はあるのかもしれませんが。又、近年締結・実行された日アセアン CEP、日越 EPA を活用すれば、アパレル品は日本での輸入関税が 0%となります。材料調達を ASEAN で行なえば、中国での委託加工より 5-10%近く関税が低くなることとなります。

2. 委託加工の流れ(一般例)



3. ポイント

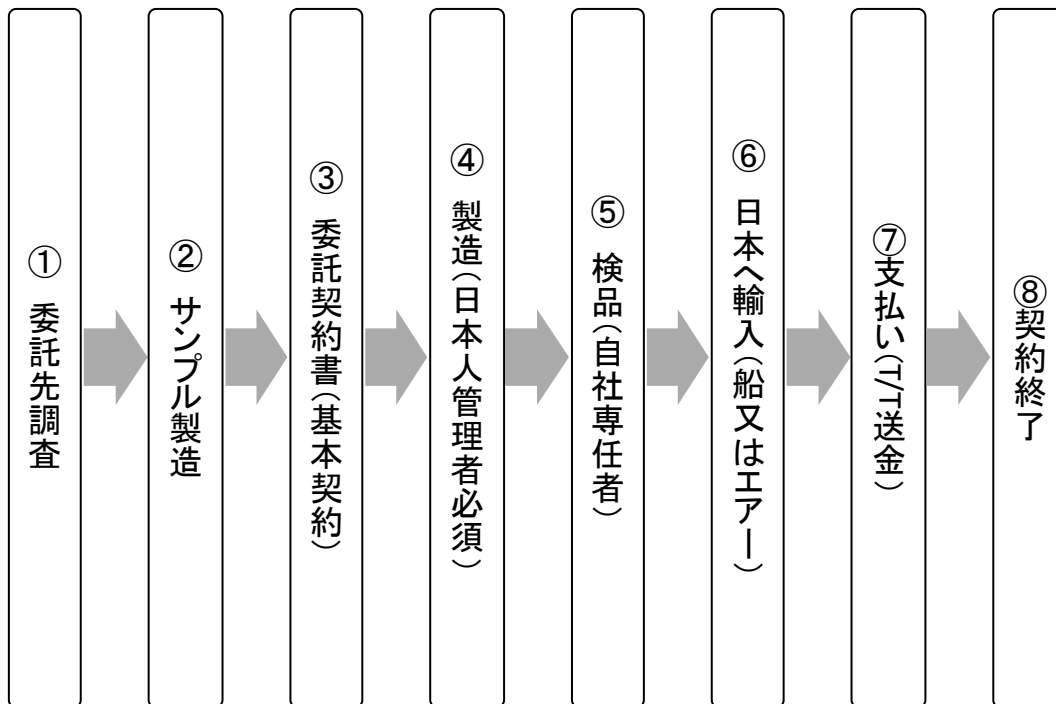
この業界では特惠関税制度や日越 2 工程ルールなどの基礎的な原産地証明書規定を、委託加工を始める前段階(原材料調達地調査時)にしっかりと勉強しておいた方がいいでしょう。

15-2 金型・機械部品加工業界

1.特徴

ベトナムでは部品加工などの裾野産業がまだまだ発展しておらず、隣国の中国やタイなどに比べると格段に技術レベルの差があります。そのような現在、発展段階にあるベトナムでベトナムローカル企業へ機械部品・金型などの生産委託加工を直接依頼し、思うような成果を上げていくことは、なかなか難しいと言わざるを得ません。特にこの分野は技術者の熟練度と経験値を重要視する業界でもありますので、日本側からベトナム委託先への技術的な協力が不可欠です。すぐに満足のいく成果が出ることはまずないと考え、長期的に委託先との関係を深めお互いに補完し合える関係を築いていくことが重要です。何年もかけて日本から技術移転をしていく必要があり、時間ももちろんですが、なによりも忍耐力と覚悟が必要です。中には日本企業がベトナムに進出し、自ら日本企業からの委託を受けている会社も見受けられます。ベトナム政府自体も裾野産業を日本企業の力を借りて育成したいという希望を持っていますので、今後は様々な優遇措置が打ち出されると期待されています。その点では今はチャンスと言えるのかもしれませんが。

2.委託加工の流れ(一般例)



3.注意点

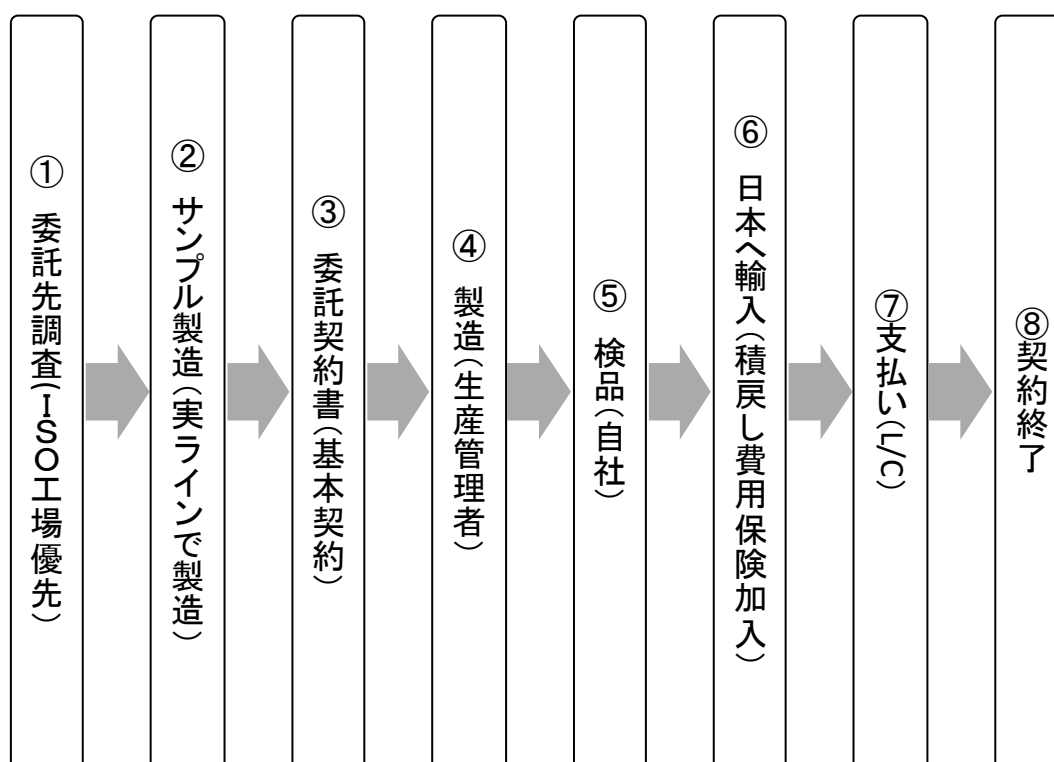
ベトナムでは裾野産業が育ってないだけに金型・機械部品のレベルの高い加工会社を探すことはなかなか難しいことです。工場や設備の良さではなく委託先の社長のやる気や考え方に重点を置き委託先を探すことをお勧めします。特に設計図面を相手方に出し、見積もり依頼をする段階で相手方から何の質問もでないような会社は、加工レベルが低く成果があまり期待できない可能性があります。委託先を育てていくという気持ちで付き合いする必要がありますので出来れば日本から技術の分かる担当者を派遣し、委託先の生産工程のチェック&アドバイスをお勧めします。また、ベトナムの技術者は日本人のように細かく物事を詰めていく能力が不足しているため任せきりにすることは危険です。事あるごとに工程の確認を日本人がするようにしましょう。

15-3 食品業界

1.特徴

ベトナムで食品の生産委託加工の代表格といえば、やはり水産加工が挙げられます。特にエビの委託加工は相当量を日本へ輸出しています。他の産業とは違い食品の委託加工生産に関しては最終ユーザーの口に入るものであり、日本の食品衛生規定は非常に厳しいものであるために、商品に関しては他業界以上に気を遣わなくてはなりません。ひとたび問題が発生すると日本側で全量輸入できなくなり、その損失は非常に大きなものとなります。ベトナムの加工工場は関係者によると、日本国内よりも衛生観念がしっかりとしているところもあると言われます。これはベトナムの加工業者がアメリカやEUの会社と既に取り引があり、厳しいEU基準で委託加工を行ってきたからだとされます。その点からいうとベトナムの水産委託加工のレベルは思ったほど低くはないといえるのではないのでしょうか。

2.委託加工の流れ(一般例)



3.注意点

1.食品関連の会社がサンプルをベトナム企業に依頼する場合

ほとんどのベトナム企業には他国であるようなパイロットプラントなどはないので、工場の本ラインの実機を使用しサンプルを製造しています。そのために生産ラインの調整の必要性からサンプルの製造には思いのほか時間がかかる場合があります。

2.食品等輸入届出書

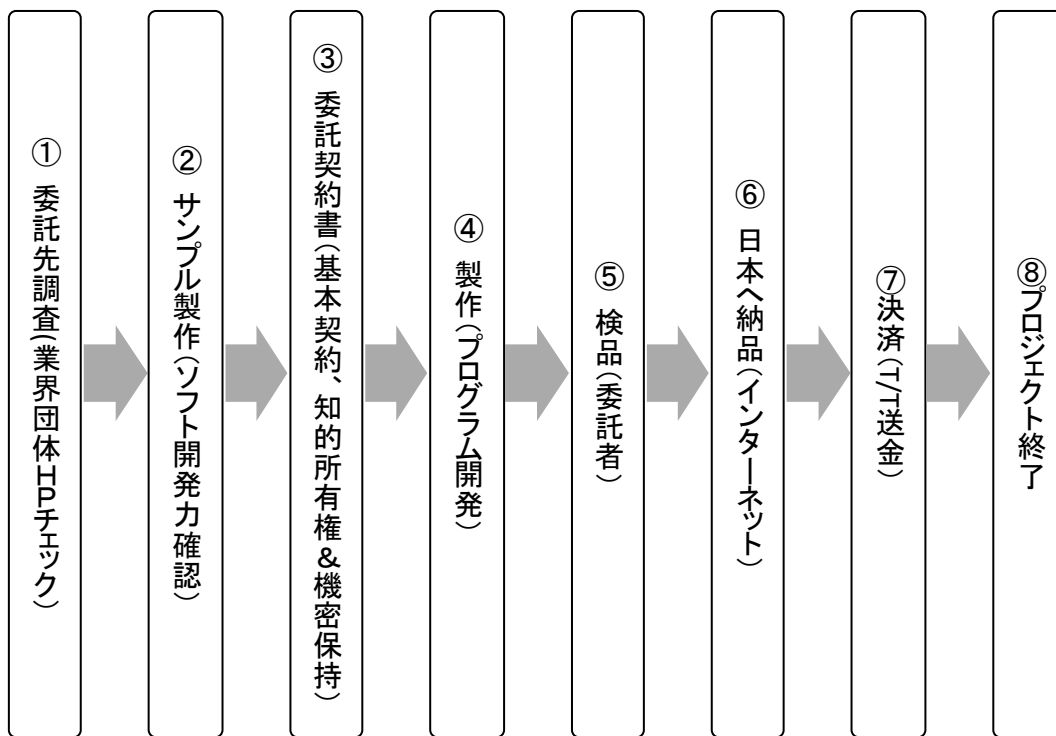
日本に輸入される食品は、全て輸入通関申告に先立ち、商品の到着した場所を管轄する検疫所に「食品等輸入届出書」を提出し、食品衛生法上の審査を受けなければなりません。商品が食品衛生法で規定する食品の規格、基準に合致しないと日本国内で販売する事は出来ません。商品の輸入に先立ち、海外の製造者から輸入を計画する商品の規格、原材料、使用食品添加物、製造方法等に関する情報を事前に入手し、十分な評価を行うことが食品を輸入する者にとって最低限必要です。

15-4 IT 業界

1.特徴

最近、最も注目されているのがIT関連のベトナム向け生産委託(オフショア開発)です。これはとりもなおさず日本の技術者の人件費が高いことによる人件費コスト削減の一環です。この業界は他の業界とは異なり、委託加工に関しそれほどの投資も必要なく、そのほとんどがインターネットで完結してしまうという利点があります。また、業界関係者の年齢が若いということもありジェネレーションギャップのようなものはありません。生産する内容はプログラミングという全世界共通のプラットフォームの上で、同一環境で業務をおこなえるという極めて珍しい業界であります。中には一度もベトナムに行くことなくサンプル製造から完成品・支払いまで終わらせたという会社もあるほどです。一概には言えませんがベトナムの理工系出身者は非常に優秀であると言われ、この分野の生産委託は今後ますます増加していくと考えられています。又、それに呼応するようにベトナム政府もIT産業を国家の重要産業と位置づけています。ベトナムへの委託加工増加のその背景にはやはり中国人の技術者の人件費高騰が挙げられます。また、中国に発注することに比べベトナムの方がコミュニケーションや対応が比較的やりやすいと言ったことも聞かれます。こあたりは日本人とベトナム人の思考が近いからかもしれません。

2. 委託加工の流れ(一般例)



3. 注意点

割と若い世代どうして仕事が進んでいく業界なので世代間のギャップがありませんが、ベトナム人特有の思考回路にとまどう場面があります。特に業務内容自体が知的所有権などに触れることもありますので要注意です。本当にあった話ですが、解雇する社員とトラブルになり開発内容をインターネット上にばらまくと会社を脅迫してきて仕方なく解雇条件を言う通りにしてしまったという事例もあります。保秘規則・労務管理等くれぐれも注意して契約書などは作成する必要があります。

16. ベトナム業界別主要協会リスト

No	名称	住所	TEL	URL
1	ベトナム縫製協会	ハノイ本部 2nd Floor, 32 Trang Tien Street., Hoan Kiem District, Hanoi, ホーチミン事務所 6th Floor, No.8 Nguyen Hue Street., District 1, Ho Chi Minh City	ハノイ本部 +84-4-3934-9608 ホーチミン事務所 +84-8-2241-1485	http://www.vietnamtextile.org.vn/
2	ベトナム電子部品協会	ハノイ本部 11B Phan Huy Chu, Hoan Kiem, Ha Noi ホーチミン事務所 217 Bis Nguyen Thi Minh Khai, Dist1, HCMC	ハノイ本部 +84-4-3933-2845 ホーチミン事務所 +84-8- 3925-6169	www.veia.org.vn
3	ベトナムコーヒー・ココア協会	No. 5, Ong Ich Khiem Street, Ba Dinh District, Ha Noi,	+84-4-3733-6520	http://www.vicofa.org.vn/
4	ベトナム機械加工協会	Room401, 37 Trang Thi Quan, Hoan Kiem Dist, Ha Noi City	+84-4-3936-8504	www.vami.com.vn
5	ベトナム木材協会	189 Thanh Nhan, Hai Ba Trung Dist, Ha Noi City	+84-4-6278-2122	www.vietfores.org

No	名称	住所	TEL	URL
6	ベトナム鉄鋼協会	3rd Floor, 91 Lang Ha, Dong Da Dist, Ha Noi City	+84-4-3514-6230	http://www.vsa.com.vn/
7	ベトナム電気技術協会	2nd+3rd Floor, 46 Vong, Phuong Mai Ward, Dong Da Dist, Ha Noi City	+84-4-6675-5646	http://www.velina.org/
8	ベトナム医薬品協会	138B Giang Vo st, Ba Dinh Dist, Ha Noi City	+84-4-3846-5223	http://www.vnpca.org.vn/
10	ベトナムオートメーション設備協会	7th Floor, 105 Hoang Van Thanh st, Thanh Xuan Dist, Ha Noi City	+84-4-2215-7058	http://www.automation.org.vn/
11	ベトナムソフトウェア協会	11th Floor, Cung Tri Thuc Bldg, Tran Thai Tong st, Cau Giay Dist, Ha Noi City	+84-4-3577-2336	http://www.vinasa.org.vn/
12	ベトナム水産加工協会	ホーチミン本部 218 No.6 road, Lot A, Dist 2, Ho Chi Minh City ハノイ事務所 10 Nguyen Cong Hoan, Ba Dinh Dist, Ha Noi City	ホーチミン本部 +84-8-6281-0430 ハノイ事務所 +84-4-3771-5055	http://www.vasep.com.vn/
13	ホーチミン市コンピューター協会	79 Truong Dinh, Dist1, Ho Chi Minh City	+84-8-3891-6970	http://www.hca.org.vn/

No	名称	住所	TEL	URL
14	ホーチミン革靴協会	Room 604, 180 - 182 Ly Chinh Thang, Dist 3, Ho Chi Minh City	+84-8-3290-5045	www.sla.org.vn
15	ホーチミン市縫製・刺繍協会	33 Le Minh Xuan-Tan Binh Dist, Ho Chi Minh City	+84-8-6297-3567	www.agtek-hcm.com/
16	ベトナムプラスチック協会	156 Nam Ky Khoi Nghia, Dist1, Ho Chi Minh City	+84-8-3521-8552	http://vpas.vn/index.php/en/
17	ベトナム包装協会	159 Kinh Duong Vuong, Dist 6, Ho Chi Minh City	+84-8-3751-2562	http://www.vinpas.vn/
18	ベトナム野菜・果物協会	24 Truong Dinh Str., Dist 3, Ho Chi Minh City	+84-8-3933-0665	www.vinafruit.com.vn
19	ベトナム食品協会	62 Nguyen Thi Thap St, Him Lam Area, Dist7, Ho Chi Minh City,	+84-8-6298-3494	http://www.vietfood.org.vn/vn/
20	ベトナムゴム協会	236Bis Nam Ky Khoi Nghia, Dist 3, Ho Chi Minh City	+84-8-3932-2605	http://www.vra.com.vn
21	ホーチミン縫製協会	33 Le Minh Xuan, Ward7, Dist7, Ho Chi Minh City	+84-8-6297-3567	http://www.agtek-hcm.com/
22	ホーチミンプラスチック・ゴム協会	156 Nam Ky Khoi Nghia, Dist 3, Ho Chi Minh City	+84-8-2243-8020	http://www.hoicaosunhua.com.vn/